

## 注目トピックス●政権交代！民主党のマニフェストを再確認

民主党が、第45回衆議院議員選挙で圧勝しました。参議院の議席も社民・国民新両党との連立で過半数を得ることになり、“ねじれ国会”も解消されます。民主党中心の政権の誕生です。政権交代の大きな要因に、民主党のマニフェスト(政権公約)の充実があったといわれています。このマニフェスト、雇用の分野について、どのような内容を掲げているのか、今一度確認しておきましょう。

### 民主党マニフェスト(雇用の分野について)

#### ●月額10万円の手当て付き 職業訓練制度により、求職者を支援

##### 【政策目的】

- ・雇用保険と生活保護の間に「第2のセーフティネット」を創設する
- ・期間中に手当てを支給することで職業訓練を受けやすくする

##### 【具体策】

- ・失業給付の切れた人、雇用保険の対象外である非正規労働者などを対象に、職業能力訓練を受けた日数に応じて「能力開発手当」を支給

【所要額】5,000億円程度

#### ●雇用保険を全労働者に適用

##### 【政策目的】

- ・セーフティネットを強化して、国民の安心感を高める
- ・雇用保険の財政基盤を強化するとともに、雇用形態の多様化に対応する

##### 【具体策】

- ・すべての労働者を雇用保険の被保険者とする(\*1)
- ・雇用保険における国庫負担を、法律の本則である4分の1に戻す(\*2)
- ・失業後1年間は、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにする

【所要額】3,000億円程度

#### ●製造現場への派遣を 原則禁止など 派遣労働者の雇用の安定を図る

##### 【政策目的】

- ・雇用にかかわる過度な規制緩和を適正化し、人々の生活の安定を図る
- ・日本の労働力の質を高め、技能の継承を容易にすることで、将来の国力を維持する

##### 【具体策】

- ・原則として製造現場への派遣を禁止(新たな専門職制度を設ける)(\*3)
- ・専門業務以外の派遣労働者は常用雇用とし、派遣労働者の雇用の安定を図る
- ・2か月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止。「日雇い派遣」「スポット派遣」も原則禁止
- ・派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立
- ・期間制限を超えて派遣労働者を受け入れている場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できる「直接雇用みなし制度」を創設(\*4)

#### ●最低賃金を引き上げる

##### 【政策目的】

- ・まじめに働いている人が生計を立てられるようにし、ワーキングプアからの脱却を支援する

##### 【具体策】

- ・貧困の実態調査を行い、対策を講じる
- ・最低賃金の原則を「労働者とその家族を支える生計費」とする
- ・すべての労働者に適用される「全国最低賃金」を設定(800円を想定)(\*5)
- ・景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平均1,000円を目指す(\*5)
- ・中小企業での円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施

【所要額】2,200億円程度

#### ●ワークライフバランスと 均等待遇を実現する

##### 【政策目的】

- ・各労働者の意識やニーズに応じて、やりがいのある仕事と充実した生活を調和させることのできる「ワークライフバランス」の実現を目指す

##### 【具体策】

- ・性別、正規・非正規にかかわらず、同じ職場で同じ仕事をしている人は同じ賃金を得られる均等待遇を実現
- ・過労死や過労自殺などを防ぎ、労働災害をなくす取り組みを強化

\*1) 現行制度では、行政手引により、雇用の見込みが6か月未満の場合、雇用保険の被保険者としていないこととしています  
\*2) 現行制度では、暫定措置により、雇用保険における国庫負担の額を、法律の本則の負担額の55%に引き下げています  
\*3) 製造現場への派遣は、平成16年2月までは禁止されていましたが、規制緩和の観点から、平成16年3月から、禁止が撤廃されました  
\*4) この制度は、派遣労働者が派遣先に通告できるという画期的な制度といえます  
\*5) 現行制度では、地域別最低金を設定。平成21年度の全国平均は713円(予定)

## 育児・介護休業法の改正規定の一部が実施されます！

7月1日に公布され、話題になっている「改正・育児介護休業法」ですが、その一部が9月30日より施行されました。残りの規定の大部分は、来年4月に施行される予定です。しばらく、「改正・育児介護休業法」には注意してください。

9月30日より施行されたのは、以下の4つです

### 1 ● 苦情の自主的解決（「調停」は除きます）

育児休業、介護休業等の事項(\*)に関して、労働者から苦情を受けたときは、苦情処理機関に対して、その処理をゆだねるなど、自主的な解決を図るように努めなければならない、とされました。ただ、「苦情処理機関」と言っても、大げさに考える必要はなく、苦情を受け付ける担当者を決め、労働者の苦情を受け付ければ、それで足ります。

### 2 ● 紛争の解決の援助

今まで、育児休業、介護休業等の事項(\*)については、都道府県労働局長が助言・指導する項目に入っていませんでしたが、9月30日からは、労働者と事業主との間の紛争が生じ、援助を求められた場合、必要な助言、指導、勧告をすることができるようになりました。また、会社は、労働者が都道府県労働局長に援助を求めたことを理由として、その労働者に、解雇そのほか不利益な取り扱いをしてはいけません。

さらに詳しいことを知りたい方は、  
当事務所( )まで  
お問い合わせください

### \* 左記1と2の制度の対象となる事項

イ.育児休業 ロ.介護休業 ハ.子の看護休暇 ニ.介護休暇  
ホ.所定外労働の制限 ヘ.時間外労働の制限 ト.深夜業の制限  
チ.所定労働時間の短縮措置等(勤務時間の短縮等の措置)  
リ.労働者の配置に関する配慮  
(補足)これらは、事業主に実施が義務づけられている事項となっています。なお、ニとホは、その制度が導入されてから(平成21年7月から1年以内。100人以下の事業については3年以内)、苦情の自主的解決等の対象となります

### 3 ● 企業名の公表制度

介護休業等の規定に違反をしている会社があった場合、厚生労働大臣は、まず「勧告」し、その勧告に従わなかったときは、企業名などを「公表」することができるようになりました。よほど悪質でなければ、企業名を公表されることは滅多にないと思われませんが、公表された場合、かなりマイナスのイメージを世間に与えてしまいますから注意しましょう。

### 4 ● 罰則（過料）

求められた報告をしなかったり、嘘の報告をした場合、20万円以下の過料が課されるようになりました。

## お仕事 カレンダー

10月  
October

10/1	(1日～7日)全国労働衛生週間	10/10	9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
	高年齢者雇用支援月間		10/31
	定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除してください	労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)	
10/10	一括有期事業開始届(建設業)の提出 主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事		8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告
			11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より